

令和8年度 荒川区立教育センター  
心理専門相談員（週31時間勤務）（産休・育休代替会計年度任用職員）募集要項

- 1 対 象 公認心理師、臨床心理士、学校心理士資格のうち、いずれかの認定を受けている方  
もしくは、大学院を修了した方で1年以内に認定を受ける見込みの方  
※地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人（別表参照）は受験できません。
- 2 勤 務 内 容 (1) 教育センター教育相談室における、小・中学生、保護者の来所又は電話による  
教育相談業務  
(2) 区立幼稚園、小・中学校への巡回相談業務、教員との相談業務  
(3) 子どもの心理発達検査実施  
(4) その他教育センター所長が必要と認める業務
- 3 勤 務 場 所 荒川区立教育センター及び区立幼稚園、小・中学校（担当園制・担当学校制）
- 4 雇 用 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※公募によらない再度任用なし  
（原則として採用日から1か月間は条件付採用となりますが、任用後1か月の勤務  
日数が15日に達しない場合は、その日数が15日に達するまで延長します。）
- 5 勤 務 時 間 1日あたり7時間45分 月曜日から金曜日（祝日は除く）までの週4日程度  
（週31時間程度）※勤務時間帯は各勤務場所によって異なります。  
（勤務日は応相談。ただし、水曜日は勤務日となります。）
- 6 報 酬 等 資格取得済みの方：月額 270,624円（予定）  
資格認定見込みの方：月額 249,408円（予定）  
※上記の金額は、全て地域手当相当分を含めた額です。  
※期末手当・勤勉手当（条件あり）、通勤手当（条件、限度額あり）は別途支給さ  
れます。  
※社会保険（厚生年金を含む）、雇用保険、労災保険に加入していただきます。  
※上記金額には所得税、社会保険料等の本人負担を含みます。  
※上記金額は、今後場合により改定となる場合があります。  
※月途中採用の場合の報酬は日割りとなります。  
※月途中採用の場合、通勤費相当は翌月分からの支給となります。
- 7 休 暇 等 年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等
- 8 採用予定数 1名
- 9 募 集 期 間 採用者が決定次第、募集を終了いたします。

10 選 考 書類選考及び面接により総合的に判断します。

11 結果通知 結果が決まり次第郵送にて通知予定  
※可否に関わらず受験者全員に通知します。

12 応募書類 (1) 会計年度任用職員申込書(写真貼付・両面長辺とじ印刷)  
(2) 公認心理師、臨床心理士又は学校心理士資格登録証明書の写し  
(3) 小論文(1000字程度)  
テーマ「巡回による教育相談業務を通じて学校を支援したいこと」  
※ 手書きの場合は、A4判横書き400字詰原稿用紙を用いてください。  
※ パソコンの場合は、A4判用紙に縦置きで、明朝体12ポイント、40字×30行、余白上下左右とも20ミリで設定してください。  
※ いずれの場合も、小論文のテーマ、応募者の氏名、本文の順でお書きください。

13 申込方法 郵送(直接担当宛に持参も可能)  
郵送の場合は、封筒表面に「心理専門相談員採用選考書類在中」と朱書きし、簡易書留で必着するようお送りください。  
なお、簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。  
また、直接持参いただく場合は、応募書類を平日午前8時30分から午後5時15分までに、荒川区立教育センター(生涯学習センター1階)へ持参してください。  
※申込書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

14 問合せ・郵送先 荒川区立教育センター 教育相談係  
〒116-0002 荒川区荒川三丁目49番1号  
電話03(3802)5720

## 別表

—地方公務員法第16条(欠格条項)—

次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。

- 1 拘禁刑<sup>こうきんけい</sup>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第六十条から六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)を含む